

II 形式要件（有価証券上場規程第 205 条関係）

上場申請を行うにあたっては、有価証券上場規程第 205 条各号に適合し、かつ、上場前の公募又は売出し等に関して東証が定めた諸規則（「V 上場前の株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当て等について」及び「VI 新規上場時の公募又は売出しについて」参照）における申請の不受理又は受理の取消し要件に該当しないことが必要です。

この項では、その中の有価証券上場規程第 205 条各号（以下、「形式要件」といいます。）について解説します。形式要件に関する適合状況については、申請会社が上場申請時等に提出する資料によりその充足状況を確認します。なお、新規上場時に形式要件を充足する場合であっても、その水準が上場維持基準に近い場合には、上場後間もない期間で上場維持基準に抵触することがないように、対応方針等を確認する場合があります。

…形式要件一覧表…

項 目	基 準 の 内 容
①株主数 (上場時見込み)	400 人以上
②流通株式 (上場時見込み)	a. 流通株式数 2,000 単位以上 b. 流通株式時価総額 10 億円以上 (原則として上場に係る公募等の価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額) c. 流通株式数 (比率) 上場株券等の 25%以上
③事業継続年数	3 か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
④純資産の額 (上場時見込み)	連結純資産の額が正であること
⑤利益の額	最近 1 年間における利益の額が 1 億円以上
⑥虚偽記載又は不適正 意見等	a. 最近 2 年間に終了する事業年度に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」なし b. 最近 2 年間 (最近 1 年間を除く) に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「限定付適正」 c. 最近 1 年間に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が原則として「無限定適正」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」 d. 申請会社に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の (a) 及び (b) に該当するものでないこと (a) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載 (b) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制監査報告書に「意

	見の表明をしない」旨の記載
⑦登録上場会社等監査人による監査	最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること
⑧株式事務代行機関の設置	当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること
⑨単元株式数	単元株式数が、100 株となる見込みのあること
⑩株券等の種類	新規上場申請に係る内国株券が、次の a から c のいずれかであること a. 議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式 b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれかの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式 c. 無議決権株式
⑪株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること
⑫指定振替機関における取扱い	指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は取扱いの対象となる見込みのあること
⑬合併等の実施の見込み	次の a 及び b に該当するものでないこと a. 新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行う予定があり、かつ、申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなる場合 b. 申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

以下に形式要件の項目ごとにその内容を解説します。

1 株主数（規程第 205 条第 1 号）

株主数が、上場の時までに、400 人以上となる見込みのあること。

（規程第 205 条第 1 号）

株主数（1 単位（注 1）以上の株式を所有する者の数をいいます。以下同じ。）が、上場の時までに 400 人以上になる見込みのあることが必要です（注 2）。

株主数基準は、申請会社の株式が一定数の株主により分散所有されることを求める基準です。

この基準は、直前の基準日等（注 3）における株主の数に基づき算定しますが、当該基準を設けている趣旨は、上場後の株券の円滑な流通と公正な株価形成の確保にあることから、直前の基準日等に当基準に適合していない場合であっても、上場の時までに充足すればよいこととなっています。

（注 1）1 単位は、単元株式数を定めている場合は一単元の株式数、単元株式数を定めていない場合には 1 株をいいます。

（注 2）株券等に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合、1 単位以上の株券等に係る権利を表示する預託証券を所有する者の数は、株主数に加算できます。

（注 3）「基準日等」とは、会社法又は優先出資法の規定により設けられた基準日及び社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第 151 条第 1 項又は第 8 項の規定（同法第 235 条において準用する場合を含みます。）に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいいます（以下同じ）。

（注 4）当該基準日等における株主等の状況を把握していないときは、それ以前の株主等の状況を把握している直前の基準日等における株主等の状況に基づき算定します。

また、最近の基準日等以後に申請会社が自己株式取得決議に基づき自己株式を買い付けた場合又は申請会社が所有する自己株式について自己株式処分等決議（※）を行った場合は、以下の方法により株主数を算定します。

※自己株式処分等決議とは、自己株式の処分に係る会社法第 199 条第 1 項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）若しくは会社法第 749 条第 1 項第 2 号、第 758 条第 4 号若しくは第 768 条第 1 項第 2 号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第 795 条第 1 項の規定による決議（会社法第 796 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）を含みます。）若しくは会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する対価として自己株式を交付する場合における会社法第 816 条の 3 第 1 項の規定による決議（会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、株式交付

計画の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含みます。）を含みます。）をいいます（以下同じ。）。

①申請会社が自己株式を買い付けた場合

自己株式を買い付けたことにより減少した株主数を、直前の基準日等における株主数から減じます。

減じる株主数は、以下のとおりです。

<申請会社が未上場会社の場合>

自己株式取得決議に係る売主の人数（所有するすべての株券等の売付けを行わないことが明らかな売主を除きます）。

<申請会社が上場会社の場合>

基本的には、株式の所有単位数の少ない者から株式が減少したとみなして、減じる株主数を計算します。具体的には以下のとおりです。

- ・「買い付けた自己株式数」を、「株式の所有数別状況の最小単位区分における 1 人当たり平均所有株式数」で除して得た人数
- ・ただし、買い付けた自己株式数が最小単位区分の所有株式数以上の場合は「最小単位区分の所有株式数に、次に小さい単位区分の所有株式数を順次加えていき、買い付けた自己株式数を超えることとなる区分の前区分までの合計株主数（a）」と、「買い付けた自己株式数から前記（a）と同じ区分までの所有株式数の合計を減じた株式数を、買い付けた自己株式数を超えることとなる区分の 1 人当たり平均所有株式数で除して得た人数」を合算した人数
- ・なお、公開買付を行い買付報告書により株式の売付けを行った人数が確認できる場合には、当該公開買付により減少した株主数

（例）株式の所有数別の状況が以下の場合

区 分	株式の状況								単位未済株式の状況
	1,000 単位 以上	500 単位 以上	100 単位 以上	50 単位 以上	10 単位 以上	5 単位 以上	1 単位 以上	計	
株主数	7 人	3	35	43	86	63	3,164	3,401	
所 有 株式数	単位 24,055	1,847	7,837	2,762	1,760	388	3,862	42,511	399

例 1. 取得した自己株式数が 2,000 単位の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{「自己株式取得により減少する株主数」} \\
 & = 2,000 \text{ 単位} \div (3,862 \text{ 単位} \div 3,164 \text{ 人}) \\
 & = 1,638.5 \text{ 人} \\
 & \Rightarrow 1,639 \text{ 人 (小数点以下は切り上げます。)}
 \end{aligned}$$

例 2. 取得した自己株式数が 4,500 単位の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{「自己株式取得により減少する株主数」} \\
 & = 3,164 \text{ 人} + 63 \text{ 人} + \{ (4,500 \text{ 単位} - 3,862 \text{ 単位} - 388 \text{ 単位}) \div (1,760 \text{ 単位} \div 86 \text{ 人}) \} \\
 & = 3,227 \text{ 人} + \{ 250 \text{ 単位} \div (1,760 \text{ 単位} \div 86 \text{ 人}) \} \\
 & = 3,227 \text{ 人} + 12.2 \text{ 人} \\
 & \Rightarrow 3,240 \text{ 人 (小数点以下は切り上げます。)}
 \end{aligned}$$

このように、株主数基準では申請会社が最近の基準日等以後に自己株式を取得した場合には、理論上減少する株主数を「自己株取得により減少する株主数」として扱います。

②申請会社が自己株式処分等決議を行った場合

自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する決議である場合は、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして基準日等の株主数に加算します。

（参考）株主数の算定式

単位株主数合計

- －) 自己株式取得決議に基づき自己株式を取得した場合に減少する株主数
- ＋) 自己株式処分等決議により特定の者に譲渡することが決議された場合に増加する見込みの株主数

株主数

2 流通株式（規程第 205 条第 2 号）

次の a から c までに適合すること。

- a 流通株式の数が、上場の時まで、2,000 単位以上となる見込みのあること。
- b 上場日における流通株式の時価総額が 10 億円以上となる見込みのあること。
- c 流通株式の数が、上場の時まで、上場株券等の数の 25%以上となる見込みのあること。

（規程第 205 条第 2 号）

流通株式とは、上場申請に係る有価証券のうち、大株主及び役員等の所有する有価証券並びに申請会社が所有する自己株式など、その所有が固定的でほとんど流通可能性が認められない株式を除いた有価証券をいいます。

流通株式に係る基準では、上場後の株券の円滑な流通と公正な株価形成の確保のため、流通可能性の高い株式を一定数以上確保するとともに、上場会社としての公開性を担保するために所有が固定的でほとんど流通可能性が認められない株式を、上場株式数の一定以下に抑制することを求めています。

この基準についても、株主数基準と同様、原則として直前の基準日等における流通株式数に基づき算定しますが（詳細は後述します。）、直前の基準日等に当基準に適合していない場合であっても、上場の時までには充足すればよいこととなっています。

具体的には、次の（1）から（3）に適合することが必要です。

（1）流通株式数

流通株式の数が、上場の時まで、2,000 単位以上となる見込みのあること。

○流通株式数の算定方法

流通株式数は、直前の基準日等現在における申請会社の発行済株式総数から、流通性の乏しい株券等の数を合算した数を減じて算定します。

（注）申請会社が保有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合には、当該株式を消却したものとみなし、仮に基準日等現在において未消却であっても、当該消却決議済株式を上場申請に係る株式から減じます。

＜流通性の乏しい株券等の数＞

直前の基準日等現在における、流通性の乏しい株券等として東証が定める株式の数を合算します。具体的には、以下の者が所有する株式を合算します。

なお、同じ者が所有する株式については、重複して計算しません（注 1）。

- ・申請会社（所有する自己株式を指します。）（注 2、3、4、5）
- ・申請会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含みます。）をいいます。）
- ・申請会社の役員の配偶者及び二親等内の血族（注 6）
- ・申請会社の役員、役員の配偶者及び二親等内の血族により総株主の議決権の過半数が保有されている会社（注 6）
- ・申請会社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいいます。）及びその役員（注 6）
- ・国内の普通銀行、保険会社、事業法人等（注 7、8、9、10）
- ・有価証券の数の 10%以上を所有する者又は組合（注 11）

（注 1）例えば、申請会社の役員である A 社長が、上場申請に係る株式数の 20%を所有しているケースにおいて、A 社長の持株数を「申請会社の役員が所有する株式数」に加えた場合、「10%以上を所有する者又は組合」には加えません。

（注 2）流通株式から除く自己株式数は申請会社が現に保有する自己株式数をいい、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第 156 条第 1 項（同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による決議をいいます。以下同じ。）を行っていても、未取得のものは所有する自己株式数に含まれません。

（注 3）自己株式処分等決議を行っている場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を、申請会社は所有していないものとみなし、仮に未処分であっても、当該処分等決議済の株式数を所有する自己株式から減じます。

（注 4）最近の基準日等以後において、自己株式処分等決議を行った場合で当該決議が特定の者に対して譲渡する決議である場合には、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして計算します。したがって、当該決議による譲渡が、流通性の乏しい株式として東証が定める株式を所有する者に対するものであるときは、当該譲渡する株式数を、流通性の乏しい株式として合算します。

（注 5）自己株式消却決議を行っている場合には、当該自己株式を消却したものとみなし、仮に未消却であっても、当該消却決議済の自己株式を所有する自己株式から減じます。

（参考）申請会社が所有する自己株式の算定式

$$\frac{\text{所有する自己株式数（現に所有している株式数のみ）} \\ - \text{所有する自己株式数のうち自己株式処分等決議株式数} \\ - \text{所有する自己株式数のうち自己株式消却決議株式数}}{\text{申請会社が所有する自己株式}}$$

- (注 6) 例えば、役員の子親族と連絡が取れないなど、申請会社において流通性の乏しい株券等の正確な把握が困難な場合は、その範囲及び把握が困難な理由を東証に報告いただくことで、追加調査を不要と判断できる場合がありますので、主幹事証券会社を通じてご相談ください。
- (注 7) 普通銀行とは、都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行（信託口を含む）、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含みません。
- (注 8) 保険会社とは、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社及び同条第 4 項に規定する損害保険会社をいいます。
- (注 9) 事業法人等とは、金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、株式会社だけではなく、例えば、財団法人・学校法人等の法人も含みます（投資事業有限責任組合等の法人格のない団体は、事業法人等には含まれません。）。
- (注 10) 国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等の所有する株式のうち、所有目的が純投資であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ東証が適当と認めるものは、流通株式として取り扱うことができます（10%以上を所有する場合を除く）。

東証は、最近 5 年間に提出された大量保有報告書及び変更報告書のほか、最近 5 年間の売買実績及び所有目的について株主が記載した当取引所所定の「保有状況報告書」によって、所有目的、5 年以内の売買実績等について確認を行います。確認の際には、大量保有報告書等の作成者である株主に対して、申請会社との関係性や今後の所有方針の確認を行うことがあります。

なお、申請会社が東証を含む金融商品取引所に上場していない場合には、売買実績は求めません。また、新規上場時の株主については、新規上場後 5 年以内においても、同様に売買実績を求めません。

- (注 11) 10%以上を所有する者が所有する有価証券のうち、以下のものは、流通性の乏しい株券等の数からは除外します。この場合、当該株式であることを証明する書面等（例えば、投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券については、その組み入れ状況が確認できる資料等）をご提出いただきます。なお、いわゆる従業員持株会は、10%を超えた場合、流通株式に含まれず、流通性の乏しい株券等となります。

- 投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券、その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者又は信託業務を営む銀行等が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている有価証券
- 投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する有価証券
- 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する有価証券のうち信用取引に係る有価証券
- 預託証券に係る預託機関（名義人を含みます。）の名義の有価証券
- その他当該有価証券の数の 10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している有価証券のうち、東証が適当と認めるもの

なお、上記のほか、東証が流通株式に含めることが適当でないと認める有価証券についても、流通性の乏しい株券等の数に含める場合があります。

（２）流通株式時価総額

上場日における流通株式の時価総額が、10 億円以上となる見込みのあること。

○流通株式時価総額の算定方法

流通株式数（（１）の流通株式数と同じです。）に株価を乗じて算定します。

算定の際の株価には次の価格を用います。

<申請会社が未上場会社の場合>

項目		根拠規程	採用株価
流通株式の時価総額	公募・売出し 有り	規則第 212 条第 2 項 第 2 号	公募又は売出しの価格（注 1）
	公募・売出し 無し		東証が合理的と認める算定式により計算された株券等の評価額

<申請会社が既上場会社の場合>

項目		根拠規程	採用株価
流通株式の時価総額	公募・売出し 有り	規則第 212 条第 2 項 第 1 号 a	a または b のうちいずれか低い価格 a. 公募又は売出しの価格（注 1） b. 上場承認日の 2 営業日前の日以前 1 か月間における最低価格（注 2）
	公募・売出し 無し		規則第 212 条第 2 項 第 1 号 b

（注 1）公募又は売出しの価格とは、発行価格決定日に決定された株価をいいます。ただし、上場承認までに提出する時価総額算定書において基準を満たさない場合は、原則として上場を承認しません。

（注 2）最低価格とは、国内の金融商品取引所の売買立会における株券の日々の最終価格（当該最終価格がないときは、含まれません。）のうち最低の価格をいいます。気配値段や立会時間外、市場外での取引価格、取引時間中の最低価格（安値）は含みません。

（３）流通株式比率

流通株式の数が、上場の時まで、上場株券等の数の 25%以上となる見込みのあること。

○流通株式比率の算定方法

流通株式数（（１）の流通株式数と同じです。）を、申請会社の上場申請に係る株式数で除して算出します。

（注）上場申請に係る株式数は、上場日において見込まれる申請会社の発行済株式総数をいい、直前の基準日等における発行済株式総数に、上場希望日までにおいて見込まれる株数の増減を加味して算定します。

（参考） 流通株式の算出方法（例）

1) 上場申請に係る株式数

直前の基準日等の発行済株式総数 = 12,325,000 株 (A)（1 単元の株式数：100 株）

2) 流通性の乏しい株式数

①所有する自己株式

株 数	100,000 株
-----	-----------

②10%以上保有する大株主（下線部は加算しない）

（単位：株）

名称	属性	持株数（比率）	加算しない理由
<u>α 銀行</u>	国内の普通銀行	<u>1,972,000 (16.0%)</u>	←③で加算するため
<u>信託銀行（信託口）</u>		<u>1,848,750 (15.0%)</u>	←投資信託口であるため（※）
<u>A 氏</u>	代表取締役社長	<u>1,479,000 (12.0%)</u>	←③で加算するため
従業員持株会		1,355,750 (11.0%)	

※別途投資信託口であることを証明する資料を提出する必要があります。

③上記②の他、流通性の乏しい有価証券として有価証券上場規程施行規則に定めるもの（※）

（単位：株）

名称	属性	持株数（比率）
α 銀行	国内の普通銀行	1,972,000 (16.0%)
A 氏	代表取締役社長	1,479,000 (12.0%)
B 氏	専務取締役	123,250 (1.0%)
C 氏	A 氏の妻	61,625 (0.5%)
β 有限会社	A 氏が議決権の過半数を持つ会社	61,625 (0.5%)
合計		3,697,500 (30.0%)

※該当する株主等、詳細については、（1）流通株式数の＜流通性の乏しい株券等の数＞をご参照ください。

$$= \text{①}100,000 \text{ 株} + \text{②}1,355,750 \text{ 株} + \text{③}3,697,500 \text{ 株} = \text{(B)} \text{ 5,153,250 株}$$

3) 流通株式の算定

・流通株式数（単位）… (A) - (B) :

$$(A) 12,325,000 \text{ 株} - (B) 5,153,250 \text{ 株} = 7,171,750 \text{ 株} \Rightarrow \underline{71,717 \text{ 単位}}$$

（単位未満切捨て）

・流通株式比率… $\{(A) - (B)\} / (A) \times 100$

$$\{(A) 12,325,000 \text{ 株} - (B) 5,153,250 \text{ 株}\} \div (A) 12,325,000 \text{ 株} \times 100$$

$$= 7,171,750 \text{ 株} \div 12,325,000 \text{ 株} \times 100 = 58.1886... \Rightarrow \underline{58.18\%}$$

《株主数・流通株式の増加～上場前の公募又は売出し等》

株主数の基準及び流通株式の基準は、上場申請時点における条件ではなく、上場日において見込まれることが条件となります。

したがって、直前の基準日等においてこれらの基準に適合しない場合であっても、上場日までに基準を満たす見込みがある場合には、上場申請は受理されます。

この場合、株主数・流通株式を増加させる方法として、上場前の公募又は売出し等があります。

直前の基準日等において、株主数が 400 人を満たしていない場合、流通株式数が 2,000 単位に満たない又は上場株券等の 25%以上に達していない場合、流通株式時価総額が 10 億円に満たない場合は、上場の時まで、基準を充足するため、公募又は売出しもしくは立会外分売（国内の他の金融商品取引所に上場している会社が行う 50 単位未満の範囲で買付制限を設ける立会外分売をいいます。）を行う必要があります。

（注 1）上場承認日以後、公募又は売出し、もしくは他の金融商品取引所で実施する立会外分売により株主数・流通株式に関する基準を充足させる場合は、その実施前に「公募又は売出予定書」もしくは「数量制限付分売予定書」を、また実施後速やかに「公募又は売出実施通知書」もしくは「数量制限付分売実施後の株券等の分布状況表」を東証に提出することを要します。

（注 2）国内の金融商品取引所に上場している会社が、上場承認より前に行う公募又は売出し、もしくは他の金融商品取引所で実施する立会外分売により株主数・流通株式に関する基準を充足させる場合は、「公募又は売出実施通知書」、もしくは「数量制限付分売実施後の株券等の分布状況表」を東証に提出することを要します。

（注 3）非取引参加者又は外国証券業者については、当該公募（売出し）の実施状況に関する報告等を内容とする契約を申請会社と締結した非取引参加者又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う分のみ「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができます。

（注 4）株主数・流通株式において、上場承認日以後に実施する公募又は売出しに伴う「オーバーアロットメントによる売出し」（公募又は売出しにおいて需要動向に応じて行われる追加的な売出し）及びそれに関連する事項（シンジケートカバー取引、グリーンシェーオプション）による変動は勘案しません。

（注 5）公募又は売出しの実施前において、国内の普通銀行、保険会社、事業法人等に割り当てる株式数を明らかにすることは困難であるため、公募又は売出しに係る株式は、原則として、流通株式として取り扱います。ただし、上場後において上場維持基準に抵触する可能性が高い水準である場合には、配分の方針等について引受証券会社に対して確認を行うことがあります。

なお、公募・売出し等を行った又は行う予定の申請会社が、株主総会決議に基づき自己株式の取得を行う場合には、公募・売出し等と自己株式の取得とは相反する行為であるとも考えられるため、それぞれの目的の間に合理性が求められます。また、合理性があると認められる場合でも、公募・売出し等の前の自己株式の取得は内部者取引規制等の観点から問題となる場合がありますので、自己株式の取得時期、方法等には十分ご留意ください。

○大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例

東証では、株式の公募・売出しの規模を、市場の需給を踏まえ円滑な消化が可能と見込まれる水準にしようとする場合の緩和措置を設けています。（規程第 715 条）

具体的には、新規上場時における株式の公募又は売出しの規模が 1,000 億円以上の見込みである場合に（注）、「流通株式比率に係る基準に適合するための計画書」を提出することで、上場時に求められる流通株式比率は 10%以上の見込みで足りることとなります。「流通株式比率に係る基準に適合するための計画書」には、原則として、上場後 5 年以内に流通株式比率に関する基準に適合するための具体的な計画及び当該計画に含まれる個別の取組の実施予定時期等について記載していただきます。

なお、提出された計画書は、新規上場承認日から公衆縦覧の対象とするほか、流通株式比率が 25%以上となるまでの間、当該計画書に記載された計画の進捗状況（計画に重要な変更がある場合には変更内容を含みます。）を、1 事業年度に対して 1 回以上の頻度で開示する必要があります。

（注）公募又は売出しの規模は、発行価格決定日に決定された株価を用いて算定します。ただし、上場承認までに提出する時価総額算定書における株価を用いて算定した公募又は売出しの規模が基準を満たさない場合は、原則として上場を承認しません。

3 事業継続年数（規程第 205 条第 3 号）

新規上場申請日から起算して 3 年前より前から株式会社として継続的に事業活動をしていること。

（規程第 205 条第 3 号）

申請会社は、新規上場申請日において、新規上場申請日から起算して 3 か年前より前（注）から、株式会社として新規上場申請日における主要な事業に関する活動を 3 か年以上継続して行っていることが必要です。

（注）例えば、新規上場申請日が 20X4 年 4 月 1 日の場合、同日を起算日とした 3 か年前の日は 20X1 年 4 月 2 日となりますので、その日より前の日以前（20X1 年 4 月 1 日以前）に株式会社として主要な事業に関する活動を開始していることが必要です。

4 純資産の額（規程第 205 条第 4 号）

上場日における純資産の額が正となる見込みのあること。

（規程第 205 条第 4 号）

上場日における純資産の額が正となる見込みのあることが必要です。審査対象となる「上場日における純資産の額」は、次のとおりです。

- a 申請会社が、新規上場申請日の属する事業年度開始以後の「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しを提出した場合は、直近の「新規上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しに記載された直前中間会計期間の末日における純資産の額（注 1）が審査対象となります。また、中間連結財務諸表を作成していない場合には、中間貸借対照表（単体）の数値（注 2）が審査対象となります。
- b 前 a 以外の場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日における純資産の額（注 3）が審査対象となります。また、連結財務諸表を作成していない場合には、貸借対照表（単体）の数値（注 4）が審査対象となります。

また、上記の純資産の額が基準を充足しない場合であっても、上場前の公募による調達見込額又は調達額を加算した純資産の額を審査対象とすることができます。その場合は、「直前中間会計期間の末日又は基準事業年度の末日における純資産の額」、「公募による調達見込額」及び「審査対象とする純資産の額」を記載した東証所定の「純資産の額計算書」を提出する必要があります。

- (注 1) 「連結財務諸表規則」の規定により作成された中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 153 条第 1 項又は第 263 条第 1 項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいいます。
- (注 2) 「財務諸表等規則」の規定により作成された中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 182 条第 1 項又は第 281 条第 1 項に規定する準備金等を加えた額をいいます。
- (注 3) 「連結財務諸表規則」の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 45 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいいます。
- (注 4) 「財務諸表等規則」の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 54 条の 3 第 1 項に規定する準備金等を加えた額をいいます。
- (注 5) 申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、中間貸借対照表又は貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額とします。

5 利益の額（規程第 205 条第 5 号）

最近 1 年間における利益の額が 1 億円以上であること。

(規程第 205 条第 5 号)

最近 1 年間（注 1）における利益の額が 1 億円以上であることが必要です。

この基準では、連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（以下「連結損益計算書等」といいます。）に基づいて算定される「利益の額」（審査対象期間に連結財務諸表を作成していない期間がある場合には、その期間については、損益計算書（単体）に基づいて算定される「利益の額」）が審査対象となります。

ここでいう「利益の額」とは、連結財務諸表規則第 61 条により記載される経常利益金額又は経常損失金額に、同規則第 65 条第 3 項により記載される金額（いわゆる非支配株主に帰属する当期純利益）を加減して算出した金額です（損益計算書（単体）の場合は、財務諸表等規則第 95 条により表示される経常利益金額又は経常損失金額となります）（注 2）。

- (注 1) 「最近」の起算は、基準事業年度の末日からさかのぼります。例えば、基準事業年度が 20X1 年 3 月期である申請会社についての「最近 1 年間」は、20X0 年 4 月 1 日から 20 X1 年 3 月 31 日までの 1 年間を意味します。以下、「最近」の起算は同様に取り扱います。
- (注 2) 申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、連結損益計算書等（審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（税引前利益の額を基礎として計算します）とします。
- (注 3) 利益の額が監査法人又は公認会計士の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、その意

見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とします。

（注 4）申請会社が最近 1 年間に事業年度（決算期）の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合の利益の額の算出方法は、連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書の利益の額を月割按分することにより審査対象期間の利益の額を算出します。例えば、5 月期決算の会社が、20X0 年 5 月の決算終了後、翌 20X1 年から 3 月期決算に変更し、20X1 年 3 月期を基準事業年度として上場申請する場合における利益の額の計算は、次のとおりとなります。

－事業年度（決算期）の変更を行っている場合における、年間の利益の額の算出方法－

決算期変更

連結会計年度	20X0.5 期	20X2.3 期(基準事業年度)
月数	12 か月	10 か月
利益の額	3 億円	
	上期 △6 億円	下期 9 億円

← 利益の額の計算期間 →
20X0.4～20X1.3
12 か月 (2 か月※) + (10 か月)
利益の額 = (3 億円※) + (△1 億円) = 2 億円

※この場合において、利益の額の計算は、次のとおり、連結損益計算書及び中間連結損益計算書に基づいて算出します。なお、旧法による四半期報告書を作成している期間が含まれる場合は、四半期（連結）損益計算書の利益の額を参照します。

[上記のケースの場合の算定方法]

中間連結損益計算書における経常利益：△6 億円 (a)	上期（6 月～11 月）の利益の額：△6 億円
連結損益計算書における経常利益：3 億円 (b)	下期（12 月～5 月）の利益の額：b-a=9 億円

2 か月（4 月・5 月）分の利益の額：

$$9 \text{ 億円 (下期利益)} \times 2/6 \text{ (4・5 月分)} = \underline{\underline{3 \text{ 億円}}}$$

6 虚偽記載又は不適正意見等（規程第 205 条第 6 号）

①虚偽記載

- a 最近 2 年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。
(規程第 205 条第 6 号)

最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（注 1）が記載又は参照される有価証券報告書等（注 2）に「虚偽記載」（注 3）を行っていないことが必要です。

また、最近 2 年間に終了する各事業年度における中間会計期間及び各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等（注 4）が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないことが必要です。

（注 1）財務諸表等とは、財務諸表及び連結財務諸表をいいます。

（注 2）有価証券報告書等とは、以下のものをいいます。

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びに当該有価証券届出書に係る参照書類
- ・発行登録書及び添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類
- ・発行登録追補書類及び添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類
- ・有価証券報告書及び添付書類
- ・半期報告書
- ・目論見書

（注 3）「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令又は課徴金納付命令若しくは告発を受けた場合、又は訂正届出書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいいます。

（注 4）中間財務諸表等とは、中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号又は第 3 号の上欄に掲げる会社にあつては、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書））及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号又は第 3 号の上欄に掲げる会社にあつては、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書））又は中間会計期間に係る財務書類をいいます。

②不適正意見等

b 最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
(規程第 205 条第 6 号)

c 最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
(規程第 205 条第 6 号)

監査法人等の監査意見については、原則として、以下に該当することが必要です。

- ・最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除きます。）において「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。
- ・最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書において「無限定適正意見」が記載され、かつ最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書において「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。

これは、利益の額等の審査は、適正な会計処理等に基づく財務諸表等をベースに行うことを前提としているためです。また、特に基準事業年度においては、監査法人の指導等により、申請会社が会計上の問題点をすべて解消していることが必要と考えられるためです。

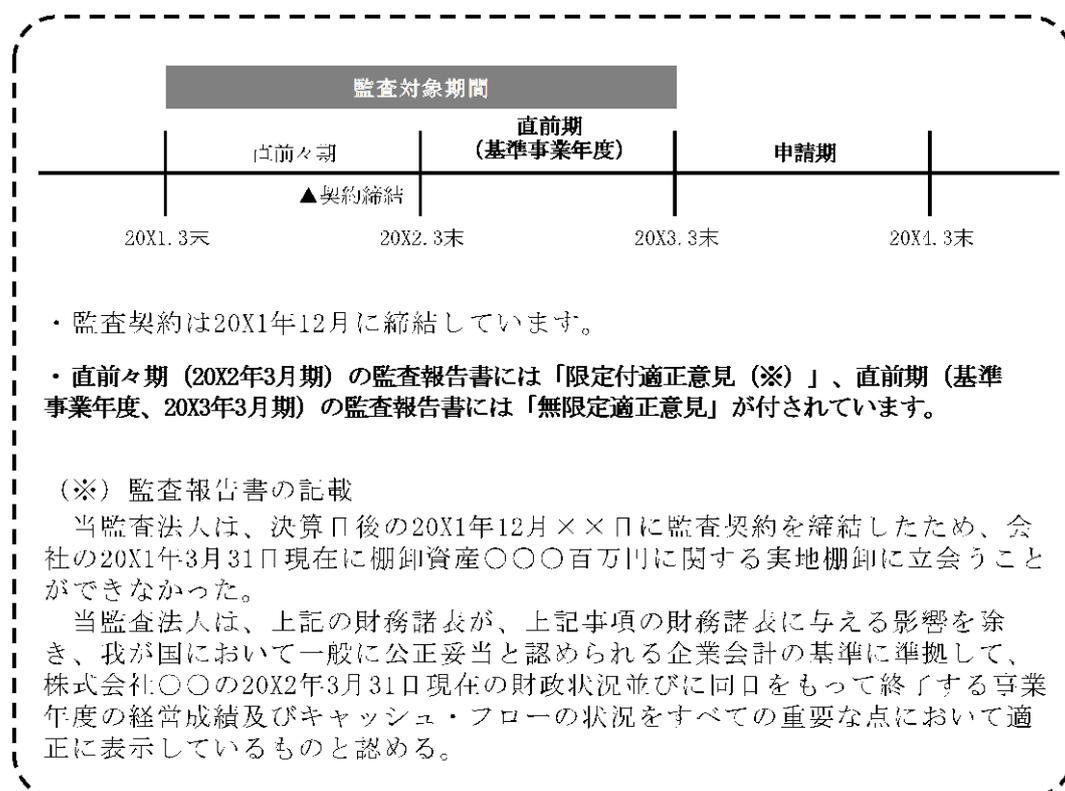
なお、監査意見が「無限定適正意見」であっても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が監査報告書に記載されている場合には、有価証券上場規程第 207 条の中で「企業の継続性」を審査項目としていることから、上場承認までに提出される期中レビュー報告書等において当該事項に係る記載がなくなる等、継続企業の前提に関して重要な不確実性が認められなくなることが審査上求められます。また、最初の 1 年間においては、継続企業の前提に関する事由により「不適正意見」等（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度については、「限定付適正意見」を含む。）が付されている場合は申請が可能ですが、その場合には、不適正意見等が付された経緯等を審査の過程で確認します。

（表） 監査意見に関する上場申請要件の概要

		監査報告書
最近 2 年間	最初の 1 年間	無限定適正意見 又は 限定付適正意見（注 1、2）
	最近の 1 年間	無限定適正意見（注 3、4）
	直前期（基準事業年度）	無限定適正意見

（注 1）例えば、直前々期の期首後に監査契約を締結して監査を実施したために、期首残高の妥当性の検証が困難であることや、必要な監査時間が確保できないことなどにより、直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付された場合であっても、申請が可能です。

（例）直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付されて上場したケース



（注 2）天災地変など申請会社の責めに帰すべからざる事由により「意見の表明をしない」旨の記載がなされている場合及び継続企業の前提に関する事由により「不適正意見」等の記載がなされている場合は、申請が可能です。

（注 3）比較情報に対する事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合は、申請は可能です。

（注 4）継続企業の前提に関する事由により、「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合は、申請は可能です。

（注 5）経由上場又は未上場で半期報告書を作成している継続開示会社の新規上場の場合は、

最近 1 年間の中間監査報告書又は期中レビュー報告書に「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されている必要があります。

③内部統制報告書等

d 新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと。

（a）最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

（b）最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

（規程第 205 条第 6 号）

「財務報告に係る内部統制」に関する取扱いについては、申請会社に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合において、以下に該当するものでないことが必要です。

a. 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

b. 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること（注）。

（注）内部統制報告書に係る監査証明の免除を選択可能な期間において、監査証明の免除を行っている場合は除きます。

7 登録上場会社等監査人による監査（規程第 205 条第 7 号）

最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による法第 193 条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

（規程第 205 条第 7 号）

最近 2 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近 1 年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）による金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けている必要があります。

資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、更には国際会計基準の導入や、会計基準・監査基準の大改訂、上場会社における粉飾決算の発生など、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が公表する財務諸表等に対して公認会計士が独立の立場から実施する監査について、その信頼性の一層の向上が求められております。

このような企業や会計・監査を取り巻く状況に鑑みると、これまで以上に組織化された監査体制が望まれ、また、主要な担当者が長期間継続して同一の会社の監査業務に従事することは独立性確保の観点から好ましいことではありません。

したがって、東証としては、公認会計士法第 34 条の 34 の 8 第 1 項に規定する登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューのうち、通常レビューを受けた者に限る。）による監査を受けること及び当該監査が監査法人または複数の公認会計士による共同監査によって行われていることを新規上場申請者に求めています。

また、監査体制の充実や独立性確保の観点から、「組織形態」が監査法人または共同事務所として上場会社等監査人名簿に登録が行われ、組織的監査体制が整備された監査法人又は共同事務所を監査人として選定していただきたいと考えております。

なお、継続監査は形式要件としていませんので、監査契約の締結時期については、監査法人等の判断に基づくこととなります。

8 株式事務代行機関の設置（規程第 205 条第 8 号）

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、または株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること。

（規程第 205 条第 8 号）

上場申請日までに、東証の承認する株式事務代行機関に株式事務を委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていることが必要です。

（注）東証で現在承認している株式事務代行機関は、信託銀行並びに、東京証券代行(株)、日本証券代行(株)及び(株)アイ・アールジャパンの各社です。

9 単元株式数（規程第 205 条第 9 号）

単元株式数が、上場の時に 100 株となる見込みのあること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

（規程第 205 条第 9 号）

単元株式数が、上場の時に 100 株となる見込みのあることが必要です。ただし、施行規則で定める場合は、この限りではありません（注 1）。

東証では、投資者をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、全上場会社の売買単位（注 2）を 100 株に統一しており、新規上場の申請会社においては、その売買単位（単元株式数）をあらかじめ 100 株に設定していただくことを求めています。

具体的には、上場申請の際に、定款等諸規則や登記事項証明書等の上場申請書類に基づき単元株式制度採用の有無及び単元株式数を確認します。上場申請の段階で単元株式制度を採用していない場合や単元株式数が 100 株で無い場合は、審査期間内に単元株式制度の採用・単元株式数の変更を行っていただくこととなります（注 3）。

国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券であっても、単元株式数が 100 株である必要があります。

（注 1）施行規則で定める場合とは、相互会社が株式会社に組織変更して上場するケースのように、上場時に多数の単元未満株主が生じることが見込まれる場合等を指します。

（注 2）金融商品取引所における売買は、銘柄ごとに定める単位の整数倍の数量によって行われますが、この単位のことを売買単位といいます。売買単位は、原則として、単元株式制度の採用会社については 1 単元の株式数、単元株式制度の非採用会社については 1 株となります。

（注 3）定款、登記事項証明書、社内諸規則、「I の部」等の新規上場申請に係る各種書類につ

いては、審査期間内に記載内容を変更し、ご提出いただく必要があります。
 (注 4) なお、単元株式制度の採用・単元株式数の変更の際に必要になると考えられる手続きは、下記表のとおりです。

(表) 単元株式数を 100 株にするために必要となる手続き

単元株の取扱い	手続きの方法			
増加・設定のみ	<u>株主総会特別決議</u>			
増加・設定と株式分割を同時に実施	分割比率が単元株式数の増加・設定比率以上	発行可能株式総数の増加が不要	<u>取締役会決議</u>	
		必要	2 以上の種類株式を発行している	<u>株主総会特別決議</u>
	していない		<u>取締役会決議</u>	
	上記未満	<u>株主総会特別決議</u>		
減少のみ	<u>取締役会決議</u>			
減少と株式併合を同時に実施	<u>株主総会特別決議</u>			

10 株券等の種類（規程第 205 条第 10 号）

新規上場申請に係る内国株券が、原則として、次の a から c までに掲げる株券等のいずれかであること。この場合において、b に掲げる株券等にあつては、当該株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がないこと。

- a. 議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式
- b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式
- c. 無議決権株式

(規程第 205 条第 10 号)

新規上場申請に係る内国株券が、原則として、次の a から c までに掲げる株券等のいずれかであることが必要です。

- a. 議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式
- b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式

c. 無議決権株式

(注) b に掲げる株券等においては、当該株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がないことが前提となります。

11 株式の譲渡制限（規程第 205 条第 11 号）

新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。

(規程第 205 条第 11 号)

株式会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができますが、金融商品取引所は不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあることが必要です。

このため、上場申請に係る株式について譲渡制限の制度を設けている会社は、審査期間内に定款を変更し、当該変更事項を反映した登記事項証明書等を提出していただくことが必要です。

(注) 放送法、航空法などの特別の法律により株式の譲渡制限が行われ、かつ、その制限の内容が東証の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、例外として取り扱います。

12 指定振替機関における取扱い（規程第 205 条第 12 号）

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

(規程第 205 条第 12 号)

金融商品取引所に上場する内国株券は、振替法に基づき指定振替機関における株式等振替制度の対象となります。なお、振替法に基づき株式会社証券保管振替機構（以下「保振」といいます。）が指定振替機関に指定されています。

したがって申請会社の株式は、既に保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあることが必要となります。

申請会社の発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となるためには、当該上場申請会社が株券不発行会社であることが求められていることから、申請会社が株券発行会社であり、かつ、株券不発行に係る手続きを完了していない場合には、審査期間終了までに

株券不発行に係る手続きを行う必要があります。また、上場承認後（原則として上場承認日）に保振に対して、上場する株式を保振が取り扱うことに同意する旨を記載した、保振が定める同意書を提出する必要があります。

13 合併等の実施の見込み（規程第 205 条第 13 号）

次の a 及び b に該当するものでないこと。

- a. 新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び第 208 条第 1 号又は第 2 号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたととき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。
- b. 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

（規程第 205 条第 13 号）

以下の表の a または b に該当するものでないことが必要です。

項 目	内 容
a. 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化、事業の譲受け若しくは譲渡（以下、「合併等」といいます。）	新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、以下のいずれかを行う予定があり、かつ、申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・合併（注） ・会社分割（注） ・子会社化（他の会社を子会社とすること）若しくは非子会社化（他の会社の親会社でなくなること） ・事業の譲受け若しくは譲渡（注）
b. 合併、株式交換又は株式移転	申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除きます。）

（注）申請会社の子会社が行った又は行う予定のある場合を含みます。

以下に、上記の項目ごとにその内容を解説します。

a. 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化、事業の譲受け若しくは譲渡

新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内（注 1）に、申請会社が実質的な存続会社でなくなってしまうような合併等（注 2）を行う予定のある場合には、当該行為により申請会社の事業内容、財政状態及び経営成績等が極端に変化するものと考えられます。

このような場合、当該会社が上場申請を行ったとしても、当該行為後の企業実態を把握することが困難であること等から、上場申請を受理しないこととしています。

（注 1）「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後、新規上場申請日まで」の間は含まれませんので、当該期間に合併等を行っている場合は、上場申請が可能です。

（注 2）会社分割については、当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が申請会社の主要な事業となるものに限り。）である場合を除きます。

申請会社が行った合併等が上記に該当せず上場申請が不受理とならない場合でも、当該合併等が重要な影響を与えると判断される場合には、別途、上場申請にあたって資料の提出が必要となる場合があります。詳細は、「VII 企業組織再編に係る取扱い」をご参照ください。

b. 合併、株式交換又は株式移転

上場会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、当該行為により上場会社は上場廃止となります。

そこで、上場申請時点において上場廃止となる予定のある会社を上場させることは好ましくないことから、申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定の場合（注）には、上場申請を受理しないこととしております。

（注）ただし、当該組織再編行為を上場日以前に行う予定がある場合については、上場申請は可能です。